

消費者被害注意情報

201714号

10代から20代の若者に広がる **アフィリエイト**

「スマホ1台で簡単に高い収入が得られる」などと勧誘されるアフィリエイトなどネットを利用した副業が広がっています。友人やSNSで知り合った人から「会員を増やせば収入が得られる」とマルチ商法的な勧誘をされたという相談も多くみられます。

事例 1

スマホで「全自動ツールに任せて空き時間で稼げる」という電子書籍の広告を見て申し込んだら、翌日書籍がメールで届いた。会社から電話があり「ブログでアクセス数を増やすと1日1万円、1月で30万円儲かる」と説明され25万円でツールのプログラム等を購入した。しかし、やり方がわからず、解約・返金を申し出たら断られた。
 (20代男性 会社員)

事例 2

「FX取引で稼いでいる」という女性のSNSのサイトを見てメッセージを送ったところ、SNSで女性から返信がありコンサルタント会社を紹介された。しばらく連絡をとりあっているとコミュニティに入るよう勧誘され、入会金やコンサルティング料として数十万円を請求された。お金がないと答えると「消費者金融で借りればいい」と言われ、2社で借金をして振り込んだ。複数の無料動画を見たり本を読むよう指示するだけで特に指導もなかったため、解約を申し出たが「情報を提供したので返金できない」との対応だった。
 (20代女性 会社員)

事例 3

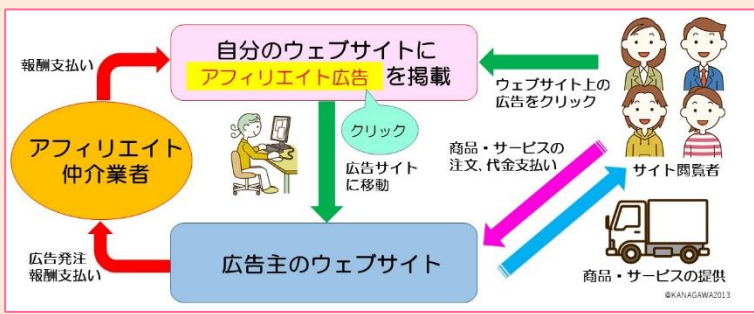
ネットの求人サイトで儲かりそうなアフィリエイトの在宅ワークを見つけ申し込んだ。すぐに業者から承諾メールが届いたが、本日中に3万円を支払うよう指示があった。おかしいと思いキャンセルメールを送信したら「利用規程に明記のとおり申し込みから24時間経過後はキャンセル不可」と連絡があった。(10代男性 大学生)

県消費者センターの対応

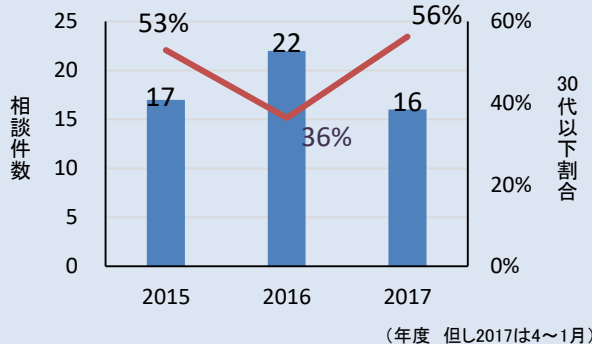
特定商取引法の「業務提供誘引販売取引」にあたる可能性がある場合は、経過を伺った上で、クーリング・オフまたは「絶対に儲かる」等の不実告知(断定的判断提供)などの理由による取り消しを交渉しています。

アフィリエイト

ネットを利用した広告の一種で、自分のウェブサイトやブログ上に提携業者の商品広告を掲載し、サイト閲覧者がその広告を見て商品を購入すると報酬が得られるしくみ。



県内消費者センターに寄せられたアフィリエイトに関する相談件数



アドバイス

- 何もせずに簡単にお金を稼げるなどという話はありません。「数分の作業で高収入」などの甘い勧誘には注意しましょう。
- 困ったときは消費生活センター又はお住まいの市町村消費生活相談窓口にご相談ください。